

吸収分割に関する事前開示事項

令和5年11月22日

大阪府堺市堺区戎島町五丁2番地
堺化学工業株式会社
代表取締役 矢倉 敏行

当社は、令和5年11月22日付の吸収分割契約にて、大崎工業株式会社（以下「吸収分割承継会社」という）に対し当社の簸性硫酸バリウム事業に関する権利義務を、令和6年2月1日をもって承継させることといたしましたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則183条の規定により、下記事項を開示致します。

1. 吸収分割契約書の内容
別添、吸収分割契約書記載のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項
吸収分割承継会社は、当社の完全子会社に該当するため、本件吸収分割では当社に対して一切の対価の交付はございません。
3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
4. 吸収分割承継会社に関する事項
 - ①最終事業年度に係る計算書類等については別紙のとおりです。
 - ②最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。
5. 吸収分割会社に関する事項
最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。
6. 吸収分割の効力発生日以後の当会社の債務の履行の見込み
当社及び吸収分割承継会社は、本件吸収分割後においても、各々が負担すべき債務について、その履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



吸収分割契約書

大崎工業株式会社（以下「甲」という）及び堺化学工業株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

（吸収分割）

第 1 条 甲及び乙は、乙の簸性硫酸バリウム事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を甲に承継させるため、本契約の定めるところに従い、吸収分割（以下「本件会社分割」という）を行う。

（吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所）

第 2 条 本件会社分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所は次のとおりである。

- (1) 甲（吸収分割承継会社）
商号：大崎工業株式会社
住所：大阪府堺市西区上 8 9 番地
- (2) 乙（吸収分割会社）
商号：堺化学工業株式会社
住所：大阪府堺市堺区戎島町五丁 2 番地

（効力発生日）

第 3 条 本件会社分割が効力を生ずる日（以下「分割効力発生日」という）は、令和 6 年 2 月 1 日とする。ただし、本件会社分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（承継する権利義務）

第 4 条 甲は、乙の本件事業に関して有する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を、本件会社分割により別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い承継する。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。なお、乙は、分割効力発生日をもって、甲が承継する一切の債務につき、重疊的債務引受けをする。

（会社分割の対価）

第 5 条 甲は、乙が完全親会社に該当するため、本吸収分割では乙に対して一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第 6 条 本件会社分割により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 増加資本金の額 金 0 円
- (2) 上記以外の準備金その他の額 会社計算規則に従い、甲が定める。

(吸収分割承認決議)

第 7 条 甲及び乙は、分割効力発生日の前日までに、それぞれ本件契約の承認及び吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(競業避止義務の不存在)

第 8 条 乙は、分割効力発生後においても、本事業に関し、会社法第 21 条に定める競業避止義務を負わない。

(分割条件の変更及び分割契約の解除)

第 9 条 本契約締結の日から分割効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第 10 条 本契約は、各契約当事者の適法な機関による承認決定が得られないときは、効力を失うものとする。

(規定外事項)

第 11 条 本契約に定める事項のほか、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約を締結したので本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が謄本をそれぞれ保有する。

令和 5 年 11 月 22 日

(甲) 大阪府堺市西区上 89 番地
大崎工業株式会社
代表取締役 柳 下 正 之



会社実印

(乙) 大阪府堺市堺区戎島町五丁 2 番地
堺化学工業株式会社
代表取締役 矢 倉 敏 行



会社実印

(別紙)

承継権利義務明細表

甲は、分割効力発生日において承継する本件事業に属する下記権利義務を乙から承継するものとする。但し、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和5年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件吸収分割効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資 産

- (1) 流動資産
承継事業に属する一切（売掛金を除く）
- (2) 有形固定資産
承継事業に属する一切
- (3) 無形固定資産
承継事業に属する一切
- (4) 投資その他の資産
承継事業に属する一切

2. 負 債

- (1) 流動負債
承継事業に属する一切
- (2) 固定負債
承継事業に属する一切

3. 契約上の地位

乙が締結した承継事業に属する業務委託契約、リース契約等その他の契約上の地位及び権利義務の一切

4. 雇用契約

無し

5. 承継する許認可等

効力発生日において、乙が保有している承継事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

